平成２３年（フ）第１３１５号
横浜市港南区野庭町658番地　野庭住宅８棟501号
債務者　冨野斗志井
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１９号
横浜市神奈川区松見町２―370―２　レオパレス妙蓮寺第３―102、住民票上の住所相模原市中央区大野台３丁目５番11号　ビクトリア館２Ｂ
債務者　桑原　香織（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４６号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港第３号棟803号室
債務者　奥山　義一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６６号
横浜市泉区和泉町2595番地１
債務者　木村　春美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７２号
横浜市旭区三反田町196番地３
債務者　伊藤　正雄
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
静岡県浜松市中区和合町315番地の161　山本ハイツ101号、前住所浜松市北区都田町2505番地の６
債務者　下川　泰寛
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
静岡県浜松市北区新都田２丁目８番10号　テクノタウンエミネンスＤ―101、前住所静岡県浜松市北区都田町2505番地の６
債務者　下川　　心
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
静岡県浜松市浜北区中瀬2451番地の１
債務者　太田　久夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
川崎市高津区下作延３丁目４番25―201号　コリーヌ梶ヶ谷、前住所川崎市高津区下作延３丁目22番16号　大塚荘101
債務者　岩川　泰三
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２３年（フ）第８９号
長野県松本市大字里山辺1653番地23早川ハイツＢ棟102号、開始決定時の住所鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦121番地１
破産者　中島千古洋
1　主文　原決定主文第２項を取り消す。
2　決定確定日　平成23年５月31日
3　破産管財人　鹿児島市名山町１番３号鹿児島ビル８階83号　高妻法律事務所　弁護士　高妻　価織
4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
平成23年５月31日
鹿児島地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７９０号
さいたま市浦和区東高砂町４番14号ＴＡＫＥビル102号室
破産者　有限会社アトリエ　ＰＬＡＮ　ＤＯ　ＳＥＥ
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８２号
埼玉県入間市宮寺2698番地10
破産者　株式会社武蔵野園
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
千葉県勝浦市墨名135番地
破産者　株式会社屋代工務店
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
愛知県春日井市東山町2276番地の26
破産者　株式会社柴光
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２０号
名古屋市天白区植田山５丁目111番地の１
破産者　有限会社ケイズサービス
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５８号
名古屋市北区楠味鋺１丁目318番地の７
破産者　福山建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部